

ヒューマン・インタラクション基盤技術コンソーシアム 運営会則

ヒューマン・インタラクション基盤技術コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 ヒューマン・インタラクション基盤技術コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」プログラムのサブ領域である「ヒューマン・インタラクション基盤技術」の成果を社会実装するため、情報収集及び情報提供等の事業を行い、会員相互の情報交換の場を提供することにより、産学官連携及び研究成果の利用の促進を図り、関連産業の発展に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 ヒューマン・インタラクション支援技術に関連した情報発信
- 二 ヒューマン・インタラクション支援技術に関連したオープンイノベーションプラットフォーム構築
- 三 ヒューマン・インタラクション支援技術に関連したユーザ機関との連携
- 四 ヒューマン・インタラクション支援技術に関連した標準化活動
- 五 その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、次条第1項に基づき入会を承認された法人会員、特別会員及び個人会員をいう。

- 一 法人会員は、本コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人又は団体とする。
- 二 特別会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し入会した府省庁等日本国政府機関、並びに地方自治体とする。

三 個人会員は 本コンソーシアムの目的に賛同し入会した大学・公的研究機関等に所属する個人とする。

(会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第7条第1項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、第8条に規定する運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、会長による退会の承認があった日に退会したものとする。

3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を第10条に規定する事務局あてに届け出るものとする。

4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。

一 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき

二 本会則を遵守せず、会長との協議により定めた催告期間の経過後においてもなお改善されないとき

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

一 本事業への参加

二 第11、12条に規定する総会への参加及び議決権の行使

2 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力する義務を負う。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

一 会長1名 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」プログラムのサブ領域である「ヒューマン・インタラクション基盤技術」のサブプログラムディレクタ。

二 副会長1名 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「ビッグデータ・

AI を活用したサイバー空間基盤技術」プログラムのサブ領域である「ヒューマン・インタラクション基盤技術」の研究開発責任者のうち会長が指名した者。

三 幹事若干名 会長が指名した者。

- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長および幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは副会長または予め会長が指定した幹事はその職務を代行する。
- 5 役員任期は各年4月1日から1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 会長による副会長及び幹事の指名は、任期前年度の3月末日までに行うものとする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、幹事から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長または会長が指名した者が務める。
- 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。
- 5 運営委員会の事務は、第10条に規定する事務局が行う。
- 6 運営委員会は、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(部会・分科会・委員会)

第9条 本コンソーシアムの事業に関し、会長は、部会・分科会・委員会を設置することができる。

- 2 会員は、事務局を通じて、運営委員会に部会・分科会・委員会の設置を発議することができる。
- 3 前項の発議がされたとき、運営委員会は、その決議により部会・分科会・委員会を設置することができる。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務局を置く。

2 事務局は、副会長が担当するプロジェクト内の担当者が務めることとする。

(総会)

第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。

一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算

二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算

三 その他、運営に関する事項

4 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議決権の行使を代理出席者あるいは議長に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会費)

第13条 本コンソーシアムの会費は、2019年度および2020年度は徴収しない。
2021年度以降については活動内容等を勘案し、総会の決議によって決定する。

(情報の取扱い)

第14条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第15条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産

(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(解散)

第16条 本コンソーシアムの解散は、その運営が困難となった場合、運営委員会及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第17条 本会則の改廃については、総会の議決によって定める。

(設置期間)

第18条 本コンソーシアムの設置期間は、2021年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、期間を1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第19条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2019年4月1日から施行する。